これまでの協議における決定事項について

1 定数等に係る基本的な考え方について

定数等に係る基本的な考え方について、次のとおり決定した。

(1) 総定数(神奈川県議会議員の定数) の考え方

ア 令和2年国勢調査結果を踏まえた検討

令和2年国勢調査結果(速報値)では、県全体の人口は前回の平成27年国勢調査結果から微増したが、前回の検討時と同様、県全体の人口動態を俯瞰した上での検討が必要である。

イ 常任委員会中心主義

「常任委員会中心主義」を尊重し、常任委員会数及び各委員会に配当されるべき委員数を考慮する。

(2) 選挙区の考え方

ア 地域代表的性格を支える選挙区のあり方

県議会議員の地域代表的性格と本県の特性を踏まえ、憲法が要求する投票価値の平等と公職選挙法の規定を遵守しながら、幅広い地域代表を選出することが可能な選挙区のあり方を引き続き追求していく。

イ 周知期間

選挙区の変更を行う場合にあっては、1年程度の周知期間を設ける必要がある。

2 総定数について

総定数は、現行と同じ 105 人とすべきという意見があったが、令和 2 年国勢調査の確定値の発表後に改めて協議・決定することとした。

3 選挙区、各選挙区の定数に係る検討方針について

選挙区、各選挙区の定数に係る検討方針について、次のとおり決定した。

(1) 選挙区

- 地域代表的性格も有する現行選挙区の区域を維持することを前提に、法令の規 定上、必要な見直しを行う方針とする。
- また、選挙区の人口が「議員一人当たりの人口」の半数を下回った場合(強制合区)の合区先については、歴史的経緯、住民の生活や経済活動の現在の実態、県出 先機関の設置状況、広域連携の取組等を総合的に考慮して検討する方針とする。

(2) 各選挙区において選挙すべき議員の数

公職選挙法の原則どおり、人口に比例して配分する方針とする。

4 その他

その他各会派からの意見については、今後、選挙区と各選挙区の定数を具体的に検討していく段階で、議論を深めることとした。